

令和3年度決算審査特別委員会（第8回）

令和4年9月16日（金曜日）午前10時00分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第7号 令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について
1. 町長への総括質疑について
 2. 各会計決算認定の採決について
 3. 報告書に記載する事項について
 4. その他

○出席委員（16名）

委員長	平松俊一	副委員長	若山雅行
委員	横田有一	委員	池田誠悦
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	長谷川生人
委員	上野武彦	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	中島勝也
委員	川村主税	委員	江口勝幸
委員	川上弘一	委員	青山金助

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（3名）

町	長	杉原太	副	町	長	宮田東
教	育	長	與	田	敏	樹

○本会議の書記

事務局	長	広部美幸	書	記	山本翔大
書	記	三浦蒼生			

午前10時00分 開会

○平松委員長 皆さんおはようございます。

ただいまより、令和3年度決算審査特別委員会第8回目を開催いたします。

初めに、前回の委員会で確認された総括質疑事項をお手元に配付しております。

これより、令和3年度決算審査特別委員会の町長への総括質疑を行います。

町長、副町長、教育長、御苦労さまです。

総括質疑は、委員長が代表で行い、町長から答弁をいただいた後、各委員から質問があれば受けていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、6項目ありますので、読み上げますのでよろしくお願いいたします。

令和3年度決算審査特別委員会の町長への質疑事項です。

1番、小さな流用が多く、事務的なミスが多かったが、それに対する考えをお尋ねいたします。

2点目は、道の駅の公募案件に納付金まで記載する必要があるのか。企業努力によって利益を出しているにもかかわらず、町が納付させるというのはおかしくないか。

3点目としまして、企業版ふるさと納税について、町の事業の落札業者が寄附しているということについての考えをお尋ねいたします。

4点目、町有地の売却時には必ず公募するようにすべきではないか。

5点目、アップル温泉のポンプについて、利用負担の考え方を考えるべきではないか。

6点目、安全衛生委員会について、産業医を参加させるべきではないか。

以上の6点であります。どうぞよろしくお願いいたします。

杉原町長。

○杉原町長 それでは、御質問にお答えしてまいります。

1点目の御質問ですけれども、今回の予算流用については、決算審査特別委員会で御指摘があったとおり、小さな流用が積み上がり、結果的に大きな金額を流用しているものなど、事務の執

行方法に不手際があったことについては、担当課長からもおわびがあったとおり反省すべき点であると認識しております。

また、予算の流用の根拠については、地方自治法第220条第2項において、「歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる」とあり、同じく、七飯町財務会計規則第17条には「予算に定める歳出予算の各項、もしくは目の流用、または歳出予算の事業項目の大事業、もしくは細事業、もしくは節間の流用を必要とする場合は、予算流用票により町長の決裁を受けなければならない」と規定されており、これまでも細心の注意を払いながら業務の執行上やむを得ない場合に限り、この流用を認めているものでございます。

このたび、御審議いただきました令和3年度決算審査特別委員会への要求資料で提出しました「予算流用5万円以上」の調書において、全部で17件の流用がございました。その中において、特定の課において多数の流用があったこと、また、その原因が決算見込みの把握誤りにより、事務的なミスという点は御指摘のとおりでございます。

委員会の中で挙げられておりました「チェック機能が十分ではない」との御指摘を踏まえ、令和4年度の補正予算の提案時や決算見込みの整理段階において、これまで以上に、担当課長、担当係長の二重チェック機能を徹底し、さらに、町民の皆様の大切な税金を扱っているということを再認識するためにも、職員への注意喚起、指導を図ってまいりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目の御質問ですけれども、道の駅なないろ・ななえの指定管理につきましては、清掃や除雪、光熱水費など道の駅を最低限運用するために必要な維持管理業務と民間の創意工夫により様々なサービスを提供する自主事業の大きく二つに分けられます。このうち、維持管理業務に関する経費を町が指定管理料として支払うものでして、維持管理費を指定管理

者の努力により圧縮できた部分は、ほかの指定管理施設と同様、精算しないこととしており、この点は従前のおりとなっております。

もう一つの自主事業につきましては、指定管理者が創意工夫により実施する事業により利益を上げていただきますとともに、町が直営で運営するよりも利用者へのサービスが充実することを期待しているところでございます。

御質問のとおり、企業努力によって利益を出していることについて、町が過度に納付を要求することは慎むべきと考えております。その上で、令和3年度は指定管理者から「自主事業の収益のうち一定割合を寄附することとし、近い将来には指定管理料ゼロと同様の効果を目指します」と提案があったところでございます。

町としましても、指定管理者からの提案を受け、令和4年度の公募要領の規定を見直し、寄附金を納付金と修正し、納付額を指定管理者に提案してもらい、選定の際の評価指標とすることといたしました。

今後、指定管理者制度のよりよい活用のため創意工夫を重ね、適切な制度運用を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

次に、3点目の御質問ですけれども、企業版ふるさと納税も含めて、七飯町のまちづくりに対して数多くの企業から金品、物品等の御寄附をいただいているところでございます。これらの御厚意を今後のまちづくりにしっかりと生かしてまいりたいと考えております。

なお、企業版ふるさと納税制度に関しましては、特に誤解を受けやすい制度でもございますので、地域再生法施行規則など関係法令を遵守し、職員倫理・コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

4点目の御質問についてお答えいたします。

今回、令和3年度において町が町有地を売却した件数は3件であり、その処分方法については、いずれも「随意契約」の手続により売払いを進めたことを決算審査特別委員会で担当課長より答弁してございます。

町が町有地の売払いをするに当たっては、基

本的には一般競争入札の方法により広く公募し、あらかじめ入札を有効とする最低売払価格を公表して行うことを町の要綱である「七飯町普通財産の売払に関する取扱要綱」に定めております。

これまでも、普通財産である町有地の売払いについては、この要綱にのっとり売払い事務を進めておりますが、一方でこの要綱には、一般競争入札によらないで随意契約により売払いをすることができるものも規定しており、令和3年度の町有地の売払いについては、この要綱に定める「随意契約」ができる項目を適用して売払いが行われたものでございます。

随意契約により売払いをすることができる項目として、この要綱には全部で8項目を規定しており、初めに、財政課が売払いをした土地については、第1号要件の「売払予定価格が30万円を超えないとき」及び第6号要件の「七飯町契約規則運用方針に定める特別の縁故者があるとき」の項目を適用し、土木課が売払いをした土地については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び要綱第3号要件の「公共用、公用または公益事業の用に供するため必要な物件を直接、公共団体または事業者に売り払うとき」の項目を適用して今回は国に売払いをし、教育総務課が売払いをした土地については、第6号要件の「七飯町契約規則運用方針に定める特別の縁故者があるとき」を適用して売払いを進めた町有地でございます。

今回、総括質疑で「町有地の売却時には必ず公募するようにするべきではないか」との御質問を受けましたが、町としましては、基本的には公募による一般競争入札により売払いをすることを原則として事務を進めておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

次に、5点目の御質問についてお答えいたします。

アップル温泉のポンプについては、デイサービスセンター、養護老人ホームの3施設で利用しており、平成26年4月1日締結の「温泉源泉ポンプ電気料負担割合に関する協定」により、デイサービスセンター、養護老人ホームの

2 施設が温泉ポンプの電気料を全額負担し、町は温泉ポンプ電気料以外の泉源の維持管理に係る費用を負担するものというふうになっております。

ただし、泉源が枯渇するおそれがあるなど重要な事態が発生した場合は、3者においてその費用の負担を協議するものとなってございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

最後になりますが、6点目の御質問についてお答えいたします。

安全衛生委員会の開催に当たりましては、昨年開催の「令和2年度決算審査特別委員会」において御指摘をいただき、その後、令和3年度の途中からとなる11月から委員会を開催し、事務改善に努めてきたところでございます。

産業医は、労働安全衛生規則第23条に規定するとおり、安全衛生委員会に対して労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができるとしております。労働安全衛生法に規定するとおり、専門的な知見をお持ちである産業医を委員として意見をいただくことは基本としております。

現在、産業医を委員として指名してはありますが、いざだく御意見は職場環境をよりよいものにする上でも重要であることから、御協力をいただけるよう努めるとともに、法令遵守を基本として、引き続き職員団体の意見も尊重しながら職場環境を整え、町民へよりよい行政サービスを提供するように努めてまいりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○平松委員長 ありがとうございます。

総括質疑に対する町長の答弁が終わりました。

次に、各委員から決算審査に関わる町長への質疑を受けますので、質問のある委員の発言を求めます。

横田委員。

○横田委員 町長の丁寧な御説明ありがとうございます。

2番目の道の駅の公募条件についてということでもありますけれども、道の駅を改修してから、今

回は寄附金という言葉ではなく納付金という言葉に変わっているのですけれども、今まで結構な金額の寄附金をいただいていたということもあって、本来は、指定管理者というのは企業努力で利益を出す、反対に努力をしても赤字になった場合は、そこの企業が責任を持って負担するというふうになっているので、最初からそういうふうなものを入れてやっていくというのは、どうもなじまないのではないかと思います。

例えば今、日本各地で行われている指定管理者のものを見ると、国が、これはすごくいい例だと言った中に、掛川市でやっているものが、最初の何年間は指定管理料は取るけれども、3年後は独立採算に移していくというふうな形で指定管理料をゼロにしていくというような形でやったりしている。

そここのところの組合せをうまくやっていくならば可能でないのかなというふうに思うので、例えば七飯町でも予冷庫のところは、農協にはそういうふう指定管理料ゼロでやって、あとは独立採算でやってくださいというやり方をしているので、そういうのが今まで利益が出て、その半分くださいとか、どうせよとかということを最初の条件の中に入れていないで、町としては、今後そういうやり方に改めていくと考えることができるのかどうかをお願いしたいなと思います。

それから、3点目の企業版ふるさと納税についてですが、4者、240万円ほどあって、中には町の仕事を請け負っている、去年度の中の落札業者が入っていた。そういうのは不明瞭な部分があるのではないかと思いますので、なじまないのではないのかなと思う。それであれば反対に、そこの社長が個人的に御寄附をしましたというのであればいいのではないかと思いますけれども、企業として仕事を受けるためにやったのかというふうに思うから、最初からお願いしていたのではないですかと疑われるようなことがあるので、なじまないのではないかなと思うので、その辺もう一度お願いしたいと思います。

それから、5番目のアップル温泉のポンプですけれども、前は結構長い時間使えた。今回は1年半とか、これは決算とちょっとずれてしま

うのですけれども、そういうのがあったりするので、そのときのポンプのものがよかったら長く使えるし、悪かったら短くしか使えないということもあり得るので、その中で電気料だけは案分しますよというのはどうなのかということ。その中で、それ以外のことがあった場合には、今の答弁の中で応分の負担をお願いするというものもある。だから、その辺をもう少し、応分というのはどういうふうに応分したいのかなというのをちょっと再度お願いしたいと思います。

以上です。

○平松委員長 杉原町長。

○杉原町長 ただいまの部分ですけれども、道の駅の部分につきましては、やはり委員がおっしゃっているとおり、最終的には独立採算制に持っていけるのが理想というふうには考えております。そういう部分でいきますと、その地域事情もございますので、その辺は研究させていただきながら、将来的にはそういう方向にいけるような公募の方法なども含めて検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、ふるさと納税の部分、どうしてもこれは制度として企業版ふるさと納税というふうにできたものですから、やはり誤解しやすい部分もあるかというふうに思います。税制上の優遇もあるので、やはり皆さんそういう寄附も考えていただけるということもありますので、これについてはそういう誤解を招かないような方法などを、七飯町のほうはまだまだ寄附金自体もまだ少ないので、これから伸ばしていく上では、今質問でおっしゃられたような懸念というか、そういうものも考えていかなければならないものと思いますので、ちょっとこの辺も研究させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後、アップル温泉の費用負担の部分ですけれども、もともとの施設の設置と、それからアップル温泉が最後に設置されて、そして今温泉事業をやっているということもございませ

て、それぞれの費用負担については、流れの中で今このような形になっているということもございまして、ここ数年、心配されているように、源泉のほうのお湯の量がどうなのかということと、それから、お湯の泉質によってポンプ自体が詰まって詰まりやすくなったりということも今出てきている状況ですので、そういう部分は今回をきっかけに3者とも協議していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

若山副委員長。

○若山副委員長 2点ほど確認の質問をさせていただきます。

まず、総括質疑の2番目に上がっている道の駅の公募案件の納付金ということなのですが、今のいろいろな議論を聞いていると、今の指定管理者が、農協があれをやったのと同じように、今の指定管理者がずっと続く前提で議論されているような、十分力をつけてきたら指定管理料をなしで収益の中でやっていきたいという、そういう今の指定管理者の要望だとか、初年度に二千何百万円寄附したとかという項目があって、あれなのですけれども、あくまでもこれは公募であって、3年ごとに代わる前提なわけですね。だから、今公募して来年別な業者が指定管理者としてなる可能性もないとは言えないわけです。

だから、そういうときに、今のような何年かたった後にどうのこうのということで、今の説明をいろいろ聞くと、指定管理者がそのまま今の団体がずっと続くようなイメージで話をされているのですけれども、今のような説明は指定管理者が代わっても同じように言えるものなのかどうか、その辺をちょっと確認させていただきます。

それと、一番最後の6番目の産業医の取扱いなのですけれども、法令にのっとってというようにお話があって、言ったとおり、産業医の役割として、意見を言うことができ、それに対

して従わなければいけないというふうになっているのですけれども、労働安全衛生法の19条で、安全衛生委員会の委員は、次の者をもって構成するというので、その第3号に、産業医のうちから事業者が指名した者というふうになっているわけですね。ただ、この法律と七飯町が決めている安全衛生管理規則とは若干、民間と公的な立場としての違いがあるのかもしれないのですけれども、そここのところで産業医を安全衛生委員会に入れて、なおかつ会議の中にも参加してもらおうと、都合がつけばですね、そういうようなことは考えないのかということで、こういう質問を用意させてもらったのですけれども、そここのところをもう一度お願いしたいと思います。

○平松委員長 杉原町長。

○杉原町長 まず、1点目の道の駅の関係ですけれども、これは、今現在委託している事業者がということではなく、今のなないろ・ななえの位置、そして、今後の運用によっては、そういうふうにして収益が増してやっていけるか。指定管理者制度自体は、そもそも公共の施設を民間のそういうノウハウだとか、そういうアイデアで生かしていくという制度なので、その中で3年に一回公募していますけれども、その公募の中で応募されてくる企業者の間口を狭めないで競争できるような形と、そしてまた事業の安定性という観点もございますので、安定してこの事業が伸びていけるような公募要件だとか、そういうものを今後も内部で検討して進めていきたいと。理想的には、収益、収支が、町からの委託料がなくなるような方向を目指していきたいということに変わりはございませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

また、労働安全衛生委員会の産業医の部分は、産業医の安全衛生委員会の毎月の出席は義務づけされていないということではありますが、また、七飯町で産業医の資格を持った医者を、できれば毎月職場点検もしていただけるような医者をまずは相談しながら探していかなければならないというようなこともございまして、法令を遵守するように今後も努力していきたいというふうに思っ

ておりますので、また地域の医者とも相談しながら、この部分は努力していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 説明は分からないでもないのですけれども、まず、道の駅の件に関して、造る前の収支計画、その他でいくと、あそこで営業をしたら収益あって、プラスになるという前提で事業計画を最初につくっているわけですね。

だから、やり方だとかコロナだとか、いろいろな影響があるのかもしれないのですけれども、あそこに入って、もちろんいろいろなサービスというのですか、商売と関係ないところで、トイレの掃除だとか除雪だとか何とかということで、それは指定管理料が2,000万円以上出ているわけですから、あれなのですけれども、だから、あそこテナントとして営業した場合に、収益が出る前提として当初想定していたのではないかなというふうに考えるのですけれども。

ただ、やり方だとか、どのような野菜が売れるとか、どのような商品があれだとか、来店客数がどうか、それはあるかもしれないのですけれども、当然収益が上がる前提で計算されているのかなというふうに思いますので、そここのところをどういうふうに考えているのかなと。

収益が上がるというのは、営業努力、企業努力なのかなということと判断するのか、黙っていても場所のいいところで商売やったら収益上がるような形で利益を出して当然だというふうに考えるべきではないかなと思うのですけれども、そここのところをもう一度お願いします。

それと、安全衛生委員会については、会議に出るか出ないかというのは出席者の何分の1がいれば会議が成立するという形になっていますので、あれなのですけれども、安全衛生委員に産業医を指名しなければならないとなっていて、だから指名する必要があるのではないかな。いろいろなアドバイスを受けるのは、これは当然というか、報酬を払ってやってもらっているわけですから、当然委員会に入ってもら

う。会議には、都合悪ければ出れないとかというのはあるかもしれないのですけれども、そのところを確認したかったので、もう一度お願いいたします。

○平松委員長 杉原町長。

○杉原町長 まず、道の駅ですけれども、道の駅自体は、商業施設中心ではなくて、あくまでも高速道路を生かしたまちづくりの中心の拠点施設だということで、そこでは、道路に関しても、道の駅は災害時は避難場所ということで、トイレだとか大きな駐車場だとかという部分での公共としての役割をきちっと管理していただくということと、そこに価値観として、その地域が中心地点なので特産品や観光案内を併せてするというような目的で造った施設でございますので、その部分については、公共で直営でやるというよりは、民間の自由な発想で商売もやっていただいて、将来的にはそこで収益的には管理料がゼロになるようなそういうアイデア発想を持った事業者に公募で競っていただければいいのかなというふうに考えております。

また、安全衛生委員会の部分については、やはりきちっと運営すべきだというふうに考えております。しかしながら、この管内で安全衛生委員会が一事業所のほうに、そういうふうにして定期的に毎月職場巡回だとか、委員会だとかというような形で対応していただける産業医の方を、渡島医師会だとか、七飯医会だとかということで相談しながら進めていきたいというふうにして最大限の努力はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 道の駅の関係なのですけれども、以前にも、商業施設ではないのだというような認識なのですけれども、今、農家の方とかいろいろ野菜持ってくるなどして、そうすると広さごとに利用料というか使用料を払って運営されていますよね。あれはどのように考えればいいのか、場所を使っているのに。

全体の店舗を維持する指定管理者は、一切使用料を払わないで自分の事業をしてもいいというよ

うな扱いになっていて、小さなスペースで野菜を置くようなときに、利用料として全体で1,000万円ぐらいの支払があるかと思うのですけれども、商業施設でないところで、そういう扱いを、条例で決まっているので、これは議会でも議論されたものだと思いますけれども、そことの関係はどのように考えるのか。最後そこだけちょっとお願いします。

○平松委員長 杉原町長。

○杉原町長 今の質疑ですけれども、商業施設ではないと言っております。あくまでも道の駅という機能は、先ほど私が申し上げたとおり、七飯町の部分で高速道路網だとかという国道の部分での安心・安全、そして、避難場所であるというふうな部分を中心にした機能を持った施設でございますので、そこがふだん中心地点になっておりますので、そういう特産品だとか直売品を売って皆さんに七飯町の特産をPRする場所として小売業者たち、そこに出入りされている農家も含めて、皆さんの収益を上げるというふうにご利用していただく施設ということで、その両面をうまく調和させて運営していただくことを目指していただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑のある委員はいらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 以上で、町長への総括質疑をおわります。

町長、御苦労さまでした。

○平松委員長 暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続いて、再開をいたします。

以上で、当委員会に付託された認定第1号から認定第7号までの令和3年度一般会計、令和3年度4特別会計、令和3年度水道事業会計及び下水道事業会計の、以上7件に係る担当課への聴取、調査及び町長への総括質疑は全て終了

いたしました。

以上で、当委員会に付託されました7件の決算認定の審査は、終了いたします。

お諮りいたします。

これより、討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

よって、これより、討論、採決を行います。

討論、採決は、1件ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 異議なしと認めます。

よって、討論、採決は、1件ごとに行うことに決定いたしました。

最初に、認定第1号令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

認定第1号令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○平松委員長 ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、認定第1号令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第2号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第3号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第4号令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第5号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号令和3年度七飯町水道事業会計決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第6号令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第7号令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、討論、採決を終わります。

報告書については、委員長、副委員長においてまとめ、9月20日の委員会に報告書案を提出したいと思いますが、報告書に記載したい事項等を希望する委員の発言を求めます。記載することに対しての意見のある方はおりませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 ただいまの意見等について、委員会の総意として、委員長、副委員長においてまとめ、9月20日の委員会に報告案として提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議がございませんので、9月20日の報告書案として提出いたします。

お諮りいたします。

本日予定していた審議は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

次回の委員会は、9月20日10時からということで予定しておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、これをもって終了いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午前10時43分 散会

